

第 7 1 号議案

加東市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例及び加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例及び加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 2 月 1 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例及び加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を改正する条例

(加東市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 加東市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例 (平成 1 8 年加東市条例第 4 1 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「期末手当基礎額に」の右に「6 月に支給する場合には」を、「1 0 0 分の 2 1 5」の右に「、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 2 2 5」を加える。

第 2 条 加東市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 2 1 5、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 2 2 5」を「1 0 0 分の 2 2 0」に改める。

(加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正)

第 3 条 加東市病院事業管理者の給与に関する条例 (平成 2 9 年加東市条例第 4 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「期末手当基礎額に」の右に「6 月に支給する場合には」を、「1 0 0 分の 2 1 5」の右に「、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 2 2 5」を加える。

第 4 条 加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 2 1 5、1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 2 2 5」を「1 0 0 分の 2 2 0」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の加東市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例及び第3条の規定による改正後の加東市病院事業管理者の給与に関する条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

第71号議案 要旨

加東市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例及び加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

人事院及び兵庫県人事委員会が民間の支給割合との均衡を図るため、勤勉手当を引き上げる勧告を行ったことを受け、加東市においても、当該勧告を踏まえた一般職の職員の勤勉手当を改定することに鑑み、特別職の職員で常勤のものの期末手当及び病院事業管理者の期末手当について、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 加東市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正（第1条関係）

令和4年度に支給する12月期の期末手当の支給月数を2.25月とすること。（第4条）

- (2) 加東市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正（第2条関係）

令和5年度以後に支給する6月期及び12月期の期末手当の支給月数をそれぞれ2.2月とすること。（第4条）

- (3) 加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正（第3条関係）

令和4年度に支給する12月期の期末手当の支給月数を2.25月とすること。（第4条）

- (4) 加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正（第4条関係）

令和5年度以後に支給する6月期及び12月期の期末手当の支給月数をそれぞれ2.2月とすること。（第4条）

3 市財政への影響 年間353千円の支出増

4 施行期日等

- (1) 2(1)及び2(3)関係 公布の日（令和4年4月1日適用）
(2) 2(2)及び2(4)関係 令和5年4月1日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>○加東市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正 (第 1 条関係) (期末手当) 第 4 条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に _____ _____ 1 0 0 分の 2 1 5 _____ _____ を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間にお けるその者の在職期間の区分に応じて給与条例第 3 1 条第 2 項各 号に定める割合を乗じて得た額とする。 3・4 (略)</p>	<p>(期末手当) 第 4 条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>6 月に支給する場合におい ては 1 0 0 分の 2 1 5、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 2 2 5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間にお けるその者の在職期間の区分に応じて給与条例第 3 1 条第 2 項各 号に定める割合を乗じて得た額とする。 3・4 (略)</p>
<p>○加東市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正 (第 2 条関係) (期末手当) 第 4 条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>6 月に支給する場合におい ては 1 0 0 分の 2 1 5、1 2 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 2 2 5</u> を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間にお けるその者の在職期間の区分に応じて給与条例第 3 1 条第 2 項各 号に定める割合を乗じて得た額とする。 3・4 (略)</p>	<p>(期末手当) 第 4 条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>1 0 0 分の 2 2 0</u> _____ を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間にお けるその者の在職期間の区分に応じて給与条例第 3 1 条第 2 項各 号に定める割合を乗じて得た額とする。 3・4 (略)</p>

○加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正（第3条関係）

（期末手当）

第4条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に_____ 100分の215 _____ を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて加東市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年加東市条例第43号。以下「給与条例」という。）第31条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3・4（略）

○加東市病院事業管理者の給与に関する条例の一部改正（第4条関係）

（期末手当）

第4条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に6月に支給する場合においては100分の215、12月に支給する場合においては100分の225 を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて加東市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年加東市条例第43号。以下「給与条例」という。）第31条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とす

（期末手当）

第4条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に6月に支給する場合においては100分の215、12月に支給する場合においては100分の225 を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて加東市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年加東市条例第43号。以下「給与条例」という。）第31条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3・4（略）

（期末手当）

第4条（略）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の220 _____ を乗じて得た額に、基準日前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて加東市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年加東市条例第43号。以下「給与条例」という。）第31条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とす

る。

3・4 (略)

る。

3・4 (略)